

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言

「都市公園新時代 ～公園が活きる，人がつながる，まちが変わる～」について

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 利用企画係長 ながお じゅん 長尾 潤

1

はじめに

国土交通省 都市局では，令和4年2月～9月にかけて「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」（委員長：蓑茂壽太郎 東京農業大学 名誉教授）を開催し，民との連携による，より柔軟に都市公園を使いこなすための質の高い管理運営のあり方等について議論・検討を行い，提言をとりまとめ，令和4年10月31日に公表しました。

2

検討会の概要

(1) 検討会設置趣旨

これからのまちづくりに対応した都市公園政策のあり方に関しては，「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会（座長：進士五十八 福井県立大学 学長）」において，①ストック効果をより高める，②民との連携を加速する，③都市公園を一層柔軟に使いこなす，が三つの重視すべき観点としてとりまとめられたことを踏まえ，平成29年の都市公園法改正により公募設置管理制度（Park-PFI）や協議会制度等，都市公園に関する新たな制度が創設されました。

法改正から4年が経過し，多様な主体の連携により都市公園のハード面の充実を図る制度の活用

は一定程度進み，先進的・効果的な事例もある一方で，より柔軟に都市公園を使いこなすための管理運営に関しては，依然として課題があり，デジタル化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたニューノーマル社会への対応など，社会経済状況の変化を踏まえた公園の新たな役割への対応も求められています。

このことから，新たに検討会（委員名簿は表-1を参照）を設置し，都市公園の柔軟な管理運営のあり方に焦点を当て，取組の方向性をとりまとめることとしました。

(2) 検討会開催経緯

本検討会は，令和4年2月から開催し，ゲストスピーカーからの話題提供，関連する論点に関する議論を経て，とりまとめの方向性について議論を重ねました。開催経緯は以下のとおりです。

第1回（2022年2月14日）

- ・ 前回検討会のレビューとその後の状況変化
- ・ 論点提示

第2回（2022年3月1日）

- ・ ゲストスピーカーからの話題提供
磯脇 桃子
NPO birth 事務局 次長／協働・コーディネート部長
森尻 雅樹

表-1 検討会委員名簿（敬称略）

委員長	蓑茂 壽太郎	東京農業大学	名誉教授
委員	秋田 典子	千葉大学	園芸学研究院 教授
委員	坂井 文	東京都市大学	都市生活学部 教授
委員	佐藤 留美	NPO 法人 Green Connection TOKYO	代表理事
委員	出口 敦	東京大学大学院	新領域創成科学研究科 教授
委員	柳野 良明	公益財団法人都市緑化機構	専務理事
委員	涌井 史郎	東京都市大学	環境情報学部 特別教授
委員	根来 千秋	東京都 建設局	公園緑地部 公園計画担当部長
委員	広脇 淳	神戸市 建設局	公園担当局長
委員	阿久津 正典	豊田市 都市整備部	部長

神奈川県 都市公園課 都市公園課長
藤田 辰一郎
横浜市 環境創造局 公園緑地部長
馬場 正尊
東北芸術工科大学 教授

・関連する論点についての議論

第3回（2022年3月14日）

・ゲストスピーカーからの話題提供

成吉 栄

森ビル株式会社 都市開発本部 計画企画部
都市政策企画室 部長

梶田 里佳

一般社団法人みんなの公園愛護会 代表

深澤 幸郎

一般社団法人みんなの公園愛護会 代表代理

東 博暢

株式会社日本総合研究所 プリンシパル

・関連する論点についての議論

第4回（2022年5月24日）

・とりまとめの方向性の議論

第5回（2022年6月16日）

・検討項目ごとの対応方針案

第6回（2022年7月22日）

・検討会とりまとめ（素案）

第7回（2022年9月1日）

・検討会とりまとめ（案）



提言の概要

提言の概要は以下及び図-1のとおりです。

(1) 基本的考え方

都市公園は、ポストコロナの新たな時代において、人中心のまちづくりの中で個人と社会の「Well-being」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、多機能性のポテンシャルをさらに発揮することが求められている。

このため、新時代の都市公園は、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきである。

(2) 重点的な戦略

「使われ活きる公園」の実現のため、従来の公園整備・管理運営から、三つの変革が必要。

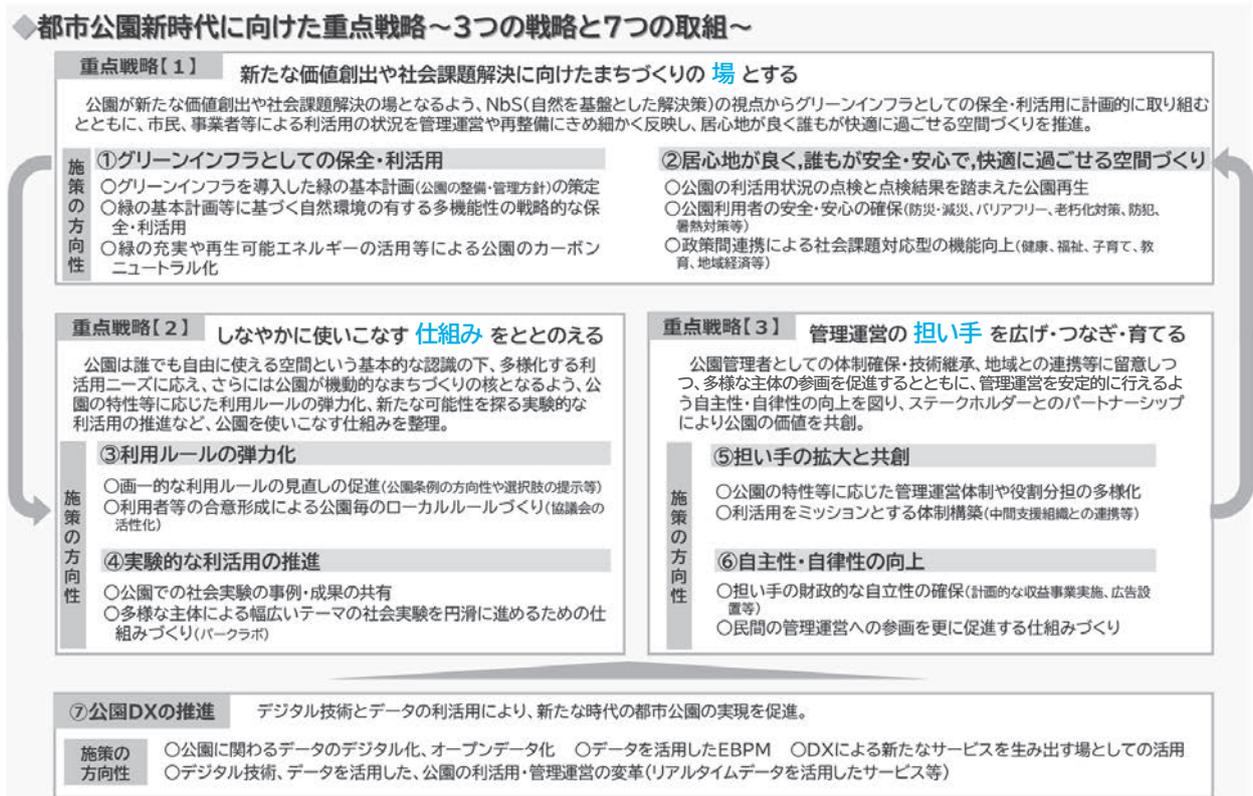
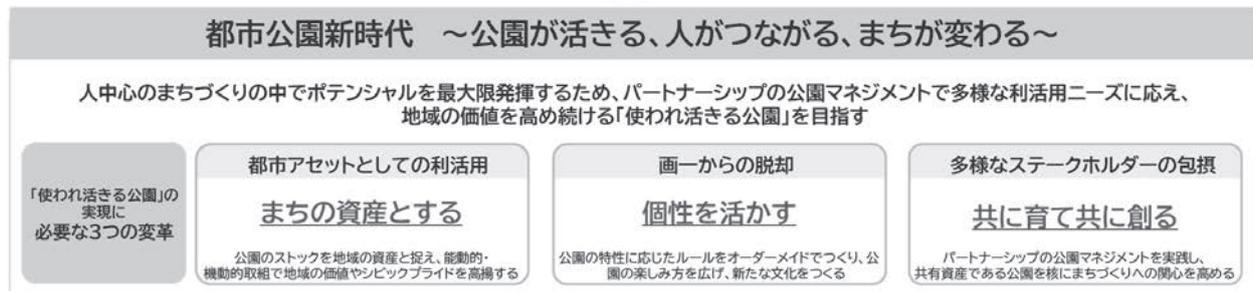
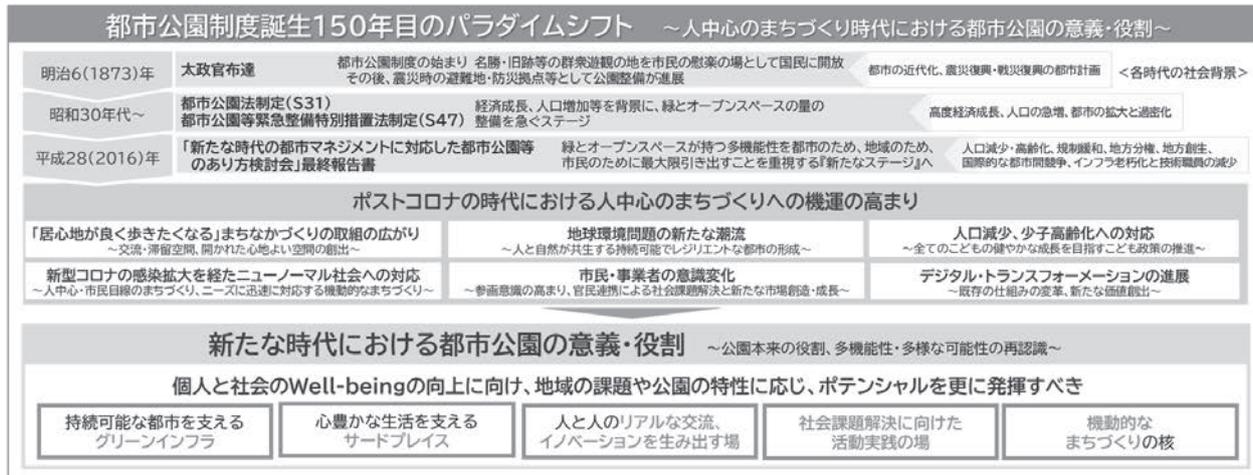
※三つの変革：「まちの資産とする」、「個性を活かす」、「共に育て共に創る」

具体的には、以下の三つの重点戦略に基づき、七つの具体的取組を推進することが重要(図-2)。

重点戦略【1】

新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの「場」とする

公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NbS（自然を基盤とした解決策）の視点



⑦公園DXの推進

デジタル技術とデータの利活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進。

施策の方向性 ○公園に関わるデータのデジタル化、オープンデータ化 ○データを活用したEBPM ○デジタル技術、データを活用した、公園の利活用・管理運営の変革(リアルタイムデータを活用したサービス等)	○DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用
---	---------------------------

図-1 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(概要)

①グリーンインフラとしての保全・利活用

- グリーンインフラの取組を位置付けた緑の基本計画に基づき都市公園にレインガーデンや緑溝等を整備（世田谷区）



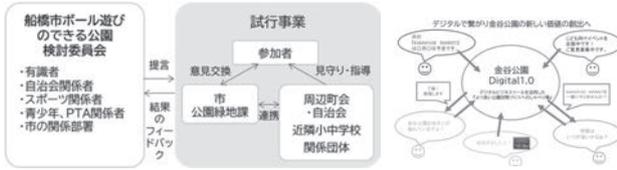
②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

- 区内全域の公園実態調査を実施し、モデル公園を選定して小さな公園活用プロジェクトを実施（調査にはデジタル技術を活用）（豊島区）



③利用ルールの弾力化

- 試行事業を経て、公園でのボール遊びのルールを整理（船橋市）
- デジタル技術を活用した公園協議会（むつ市）



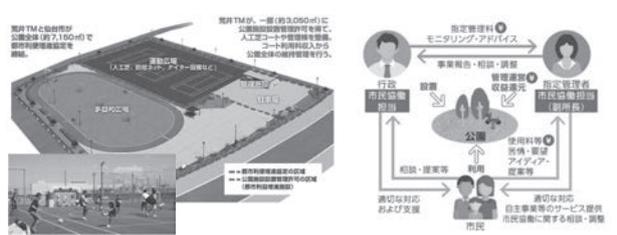
④実験的な利活用の推進

- 公募型の行為許可制度の創設（横浜市）
- 新技術を活用しサービス向上を目指す社会実験（平城宮跡歴史公園）



⑤担い手の拡大と共創

- エリアマネジメント団体が自治体との協定に基づき公園を運営（山口市）
- 指定管理者制度を活用した市民協働の推進（西東京市）



⑥自主性・自律性の向上

- 民間による隣接施設と一体的な整備・管理運営（沼津市）
- 指定管理とPark-PFIを一体的に公募し公園を総合的に整備・運営（豊田市）

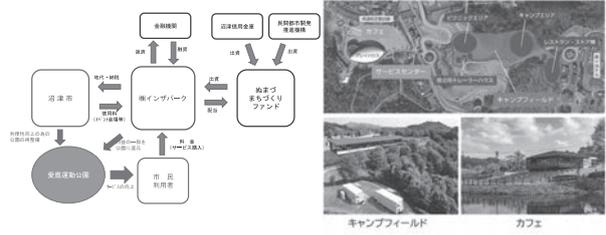


図-2 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（参考事例）

からグリーンインフラとしての保全・利活用に計画的に取り組むとともに、市民、事業者等による利活用の状況を管理運営や再整備にきめ細かく反映し、居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進。

（施策の方向性）

- ① グリーンインフラとしての保全・利活用
- ② 居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

重点戦略【2】

しなやかに使いこなす「仕組み」ととのえる

公園は誰でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様化する利活用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理。

（施策の方向性）

- ③ 利用ルールの弾力化

- ④ 社会実験の場としての利活用

重点戦略【3】

管理運営の「担い手」を広げ・つなぎ・育てる

公園管理者としての体制確保・技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を共創。

（施策の方向性）

- ⑤ 担い手の拡大と共創
- ⑥ 自主性・自律性の向上

横断的方策としての「公園DX」の推進

デジタル技術とデータの利活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進。

（施策の方向性）

- ⑦ デジタル技術とデータの利活用（オープンデータ化、データを活用したEBPM、新たなサービスを生み出す場としての活用等）

4

提言を踏まえた取組

国土交通省としては、本提言を踏まえ、各種施策の具体化に取り組むこととしています。

まず、提言においてそれぞれの施策の方向性に対応した参考事例を紹介しており、今後、これらを一層充実し、各種ガイドライン、事例集等による好事例の横展開等につなげていきます。

また、予算制度としても令和5年度概算要求において、官民連携による公園の整備・管理運営のための調査への支援、柔軟で質の高い管理運営に資する取組（管理体制の構築、利用ルールづくり、社会実験）への支援等を盛り込んでおり、引き続き、各種制度、事業づくりへの反映に取り組んでまいります。

さらに、提言においては、「歴史を振り返れば、太政官布達は、『群集遊観ノ場所』を『永ク万人偕楽ノ地』である公園として指定するものであり、『人中心のまちづくり』において求められている『Well-being』は、制度誕生以来都市公園が果たしてきた公園の役割そのものといえる。都

市公園制度誕生150年目を迎えるこのタイミングを、公園本来の役割と、公園の多機能性、多様な可能性を改めて認識する契機とすべきである。」とされています。令和5年1月から始まった都市公園制度制定150周年記念事業において、地方公共団体、関係団体等と連携し将来に向けた公園のあり方の提案・発信等を行ってまいります。

5

おわりに

提言の「おわりに」で示されたとおり、いまこそ、社会課題の解決に公園が役立つ時代です。検討会での議論は、SDGsやNbS、生物多様性や流域治水、カーボンニュートラルやグリーンインフラのみならず、グリーンコミュニティやソーシャルインフラとしても公園は重要とされ、民生費や医療費の低減、教育に関わる役割まで視野を広めていくことが必要不可欠とされました。さらに、こうした議論を前に進めるため、エビデンスをデータとして集積する課題があるとの指摘がありました。

今後、提言の趣旨を踏まえ、実効性のある政策の実施に努めてまいります。